



第18回総会・交流会、大分の地に集う！

裁判連の総会・交流会が2012年10月20日(土)～21日(日)の2日間にわたって、大分市内で開催されました。

マスコミによる生活保護バッシングや、政府による基準切り下げ、制度改悪が画策される情勢のもと、全国の仲間が集まり、情報を交換し、互いに励ましあう集いです。地元の方の言葉で「しら真剣」に議論がおこなわれ、厳しい中ではありますが、明日への元気が出る集会となりました。

今回のニュースは大会の様子を中心にお届けします。

基調講演

今日よりも明日が、いい日であるために
「困窮者支援と被災者支援の連続性」
森川清弁護士・東京災害支援ネット(とす
ねつと)代表

1. 困窮者支援から被災者支援へ

保護課のケースワーカーから弁護士となり、2007年4月から生保ネットを開始。生保支援ネットワークを広げていった。2008年の年越し派遣村ではなんでも総合相談会を開き、ニーズ(本人にとって本当に必要なもの)調査や健康状態、家族関係、債務調査を行い福祉事務所に繋げた。

2. 食事が出ない！

2011年3月11日の東日本大震災後、東京都が3月17日より避難者の受入れを開始。避難所で食事が出ず、災害救助法に反すると抗議。元々ホームレス支援等で活動していた4団体に声を掛け、炊き出しを開始。受入先では武道館はスポーツ振興局、赤坂プリンスホテルは都市整備局と局が異なることから、食事が無償と有償と提供の差があったため、両方無償にするように働きかけた。

3. 分断く被災者ボランティア

主な業務内容には、ボランティア志願者が来た際の対応方法が記載されており、受入れ

ない方針とされていた。

4. 分断く区域内と区域外

区域30キロ内は都営住宅、30キロ外は赤坂プリンスホテルと支援が分けられ、本人のニーズを無視した支援が行われていた。自主的避難に係る損害についても30キロ内外で大きな差があった。

5. 赤プリく派遣村の再来

武道館にて相談会を開催し、元赤坂プリンスホテルでの緊急的な対応により、とすねつとの活動が黙認されるようになった。弁護士会からも生活支援の依頼あり。赤坂プリンスホテルを出た後は、公営住宅と家電6点を準備してもらおうように働きかける。その他にも日常生活用具等の物資支援のニーズ調査を行った。その後、必要に応じて生活保護申請に繋げた。

6. 分断く被災者とボランティア

ボランティア行為は禁止されていたが、実際には学生が受入先のロビーで子どもを預かる等の支援を行っていた。その後、被災者のニーズに伝えるために、IASCガイドラインに基づいて支援(サービス)を行っていくこととなった。

7. 避難所の閉鎖をとめる

いわき市内の避難所で相談支援活動を行った。いわき市は合併して大きくなったことから、支所同士の連携が上手くとれておらず、物資配給も滞っていた。市民からの訴えにいわき市災害対策本部が素早く対応し、その後、すぐに物資

配給される。

8. 分断く区域内と区域外 田村市

30キロ圏問題
30キロに入っている集落と隣の集落とで支援内容が異なってくることから、近所でもめる原因となっていました。

9. 避難者の生活保護申請

ユースホテルに避難していた岩手県の夫婦のケース
津波で家をなくし、車でホームレス生活をしているところを保護。5月30日に居宅基準にて生活保護の申請を行った。現在は、公営住宅に入居し、人間らしい生活を取り戻すことが出来た。

・宮城県に住む外国人の母子家庭のケース
水産加工の仕事に就き、児童手当と給料にて生活を行っていた。震災の影響で、仕事と家を失い、外国人大使館で一時保護される。失業保険を貰っていたが、受給期間も終わり、再婚したことから、児童扶養手当も受け取れなくなる。生活困窮し、生活保護申請を行った。

10. 高速道路の無償化をめぐる
3月20日区域外被災者は高速道路が有償化されることになった。3月27日国交省に被災者のニーズを伝え、無償化を申し入れ。4月24日署名も合わせて再申し入れるが、予算がなく、無償化にはならなかった。児童が書いた手紙も合わせ、バ

ラバラになった家族が会えるようにしたいと訴え続けたところ、10月19日国交省が無償化を検討すると発表。

11. ニーズとは何か？

困っていることを伝えることが出来ない。「困っていない」となってしまう。そのため、ニーズの把握がさらに行いにくくなっていった。被災者のニーズの把握は、相談会の場だけでなく、ボランティアからも聴取可能。さらに交渉力が加わることで、行政を動かすことが出来る。

12. 現段階で、勝負を分けるもの
原発事故子ども・被災者支援法について、地域の設定、基本方針、必要な措置、予算措置が義務付けられていない、抽象的な「権利」規定すらないことが問題とされている。

13. 生保問題にどう向き合うか
現在、災害救助法に反した対応がとられており、今後はおかしいことはおかしいと言えるような社会、民意を反映させる政治システム作りが必要とされている。



特別報告 第一部

①札幌孤立死調査団報告 花園大
学教授 吉永純さん

・なぜ貧困が広がるのか。

・孤立死をどう防げるのか。

2012年当初から孤立死が続いている。札幌、さいたま、立川にて調査を行い、その他はアンケート調査を行った。生活保護基準以下の所に行政の介入が行われている世帯あり。

・札幌市白石区姉妹餓死事件

一昨年、去年と生活保護申請を行っていた。姉は脳内血腫、妹は知的障害。収入は妹の障害年金のみ。

申請時に区役所からは「高額家賃について教示」「懸命なる求職活動をする」とを伝えられた。姉は「生活保護申請が通らなかつた」と友人に話していた。しかし、区役所側は「申請書が出ていない」と孤立死の責任は姉妹側にあつたとの立場に固執した。

・現在6人に1人が貧困。

中央値以下は16%。OECD諸国内で日本は貧困率がワースト5に入っている。しかし、生活保護受給者は1.38%であり、必要な人の10人に1人しか受けていない。生活保護申請が厳しいのではないか。

・餓死・孤立死と貧困

失業率が高い。仕事がない。半人分の仕事もない。高齢者の貧困。基礎年金のみの場合、49,000円/月額しかもらえない。生活保護受給者のうち高齢者世帯は43.2%。

・孤立死の対応

新聞やヤクルトが溜まつたら、通報。

電気・水道費がたまつたら通報するようにする。

今後、生活保護の金額が引き下げられ、キャッシングされることもあるだろう。



②長浜事件勝利報告 大阪市立大学
学教授 木下秀雄さん

事件は2009年4月生活保護申請をしたが拒否された。

当時44歳、派遣労働していたが、2008年に期間満了し、失業手当で生活。

人材派遣に登録しており、常時仕事を斡旋してもらっているが、病氣、通勤費がないことを理由に仕事をしていない。稼働能力がある為、生活保護申請却下。

「稼働能力」「その能力を活用する意思」「働く場」の有無が生活保護の要件とされている。「意思」については「真摯な努力」を通知では求めているが、「それ相応の努力」程度で求めるべき。

○判決では、

稼働能力とその活用の意思の存在を認定するとともに、「稼働能力を活用する場があつたと認めることは困難というほかはない」と認定し、勝訴した。

しかしながら、その後長浜市は「生活のために人からお金を借りていた」「そのお金で生活できていた」として借入金収入認定して、生活保護を減額決定した。現在、その件で争っている。

○今回の事件で特筆すべきこと

・携帯電話のメールの履歴を証拠として提出。

・ハローワークの元所長に陳述書を書いてもらった。

・福祉事務所が尾行して、原告がパチンコ店に入る所を写真に撮ったり、求職活動をしていないなどの証拠を出してきた。

③新宿セタ訴訟勝利報告 弁護士
酒井恵介さん

路上生活をしてきた57歳、男性。

アパートで居宅保護をして欲しいと生活保護申請をしたが、環境劣悪な緊急一時保護センターへの入所を強く勧め、原告がそれを拒否したところ「稼働能力不活用」として申請を却下。



2011年11月8日東京地裁、2012年7月18日東京高裁と勝訴し、確定。

稼働能力3要件のうち、「働く場」について、「当該生活困窮者の具体的な環境下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができない限り」稼働能力活用要件を満たすという画期的な判断を判示した。



特別報告 第2部

1. 外国人受給権事件高裁勝利報告

弁護士宇都宮妙さん

対象者 永住外国人(中国籍)

H18. 4 身体・精神・経済的虐待

(夫の弟から)

↓自宅を追い出され、社会的入院

H20. 12 大分市に生活保護申請

↓預金が確認されたため却下。しかし実際は夫の弟が管理を対象者の銀行印を取り上げていたため、対象者の自由になる金銭ではなかった。

H21. 2 大分県知事に裁決取り消しの審査請求。

↓H21. 3 大分県知事は審査請求を却下。

○大分市福祉事務所長を被告として、本件却下処分の取消等を求め提訴

・ 外国人であること

・ 国の財源に限りがあること

・ 外国人への生活保護支給は贈与的なもの

上記の理由により、H22. 10 第一審は敗訴となる。

○福岡高裁へ上告

原告側から、S29に外国人には生活保護を準用するとの通知があり、現在まで60年間変化は無いこと。出入国管理法の改正等に際し永住資格者には生活保護を準用することが認められていること、などを主張。

↓H23. 11 勝訴 生活保護の準用を認めるべきであるとして却下処分を取消した画期的な判決。

○大分市側は最高裁へ上告。

元最高裁の裁判官から、最高裁に対し、全国で当たり前のように外国人に保護適用されており、本件却下が異例であるということを中心的に示すべきとのアドバイスを受けているとのこと。

算の認定。

この処分に対して抗議したが、中津市は2ヶ月分の遡及しかなかった。

※このような状態事態になったのは、中津市役所の怠慢に他ならない。重度障害者加算の認定漏れのため、夫婦は最低限度の生活を奪われてきた。

↓大分県へ審査請求↓勝利裁決↓H15の90ヶ月分が支給対象とされた。

○事例②

対象者 夫55歳、妻62歳、長女26歳

・ H15生活保護申請。H24. 1から生活保護費では生活が出来ないと訴え。

↓本人の申告した収入申告額とは別の計算で就労収入が認定されていた。

H19. 3〜H24. 1までに1,940,168円が過少支給となっていたことが判明。

・ 不服申し立てを行うも、60日の期間を過ぎていたため却下。

・ 大分市に厚労省の指導が入った際に、当ケースに関しては収入認定が厳しいという意見が厚労省からあったのにも関わらず、大分市は何も対応をされていなかった。

○事例①

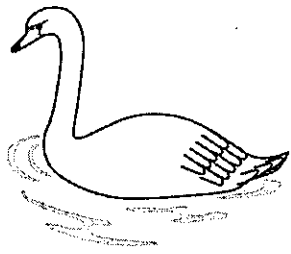
対象者 76歳夫とその妻

・ 妻がH8小脳変性症により、両上肢機能麻痺・体幹機能障害。

↓H14. 9身体障害者手帳1級取得。

・ H15. 7 生活保護申請。H15. 8から特別障害者手当が支給。本来であればこの時期から重度障害者加算が認定されるはずだったが支給されなかった。

↓中津市はこの認定漏れをH23. 3に認識。H23. 4 重度障害者加



3. ホームレス支援の取り組み

自立生活サポートセンター こんぱす代表理事 國師洋典さん

○現状

ホームレス支援なかで野宿者は全体の30%程度。残りはギリギリ(今にもアパートを追い出されそう等)な環境にいる人たち。

○活動内容

・ パトロール

・ 無料相談

・ 伴走的支援(各機関へ同行し手続きを行う等)

・ シェルターの提供(原則1月の利用)

・ 自立支援付施設の運営(困難ケースに対し、6ヶ月利用。その後自立を目指す)

・ 自立準備ホーム(刑余者に対し、一定期間宿泊所や食事を提供する)

・ 就労支援

・ ライフサポートサービス

○生活困窮(経済的・身体的・関係的) ↓新たな縁が必要。その機能として「家族モデル」(受け皿、記憶、持続性のある伴走的コーディネート) 寄り添って継続できる支援が求められている。その為には当事者主体の支援プランが必要となる。

○事例①

・ 60代男性

・ 大分市の公園でホームレス

・ 保証人無し。↓アパート入居困難。

↓シェルター入居(慣習の習得)、上記入所中に国保の加入手続き等、金銭管理(1週間ごとに生活費を支給)を行う。アパートの入居支援を行い、現在

在独居。今後の課題として、金銭管理を行うスパンを少しずつ長くしていくことが挙げられる。

○事例②

・ 30代男性

・ 刑務所出所者

・ 精神障がい

・ ホームレス状態、自殺未遂等により各機関から相談。

↓就労を希望し、面接を受けて入職までは出来るも、職場環境に馴染めず離職をくり返す。精神科へ受診したところうつ病との診断。本人から「しっかりと治して就労をしたい」という強い希望から、入院治療を行うこととなった。

○事例③

・ 70代女性

・ 親族による身体・精神・金銭的虐待。

↓病院へ社会的入院。しかし医療費が支払えないことから退院を余儀なくされる。

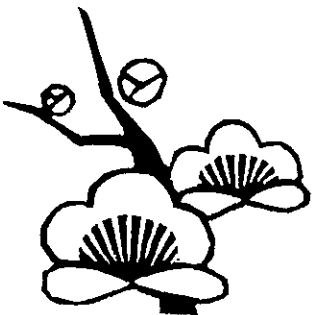
・ 依頼があるまでに生活保護申請を3回却下。

↓シェルターへ入所。1日2回見守りを行う。意見書等を作成し4回目の生活保護申請を行う。生活保護決定後は介護保険やヘルパー等の利用を行っている。

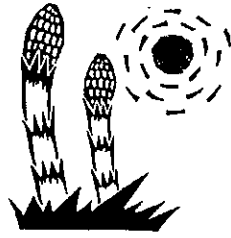
○エンプロイアビリティ(雇用される能力)の向上

・ 支援者の30〜40%は仕事を得ることが困難。(学歴、病気、障害等の理由)

・ 10人の支援者に自立支援計画を行う。計画書をそれぞれに作成。住居と



食事の提供、生活習慣の改善を主に
行い、個別に資格取得や就労支援を行う。
↓10人中7人就職となる。しかしフ
ォローが困難であったため、1年の内
に3人が行方不明となった。
・参加者に共通して、過去の生活歴が
苛酷なものとなっている。



各分科会報告 第1分科会 稼働能力

第1分科会では、稼働能力について
5名の方々からご報告を頂いた後、参
加者全体で議論を行いました。

那覇事件

弁護士松崎暁史さん

那覇市生活保護停止処分取消訴訟に
ついて、稼働能力不活用を理由とした
保護停止の問題を中心に報告を頂き
ました。

原告は高血圧、腰部脊柱管狭窄症で
あり、歩いていると手足がしびれて歩
けなくなるといふ状況にあるにもか
かわらず、稼働能力不活用として保護の
停止が行われました。

原告は疾病のためできる仕事がか
なり限定されており、立つこと、重労働
ができないことに加え、資格がないこ
とから単純作業などの仕事を探してい
ましたが、就労できない状況が続いて

いました。文書指示では週5日以上、

1日4時間以上の労働、継続した仕事
に就くこと」を約2カ月間の期限付き
で行っており、その後就労できなかつ
た原告に対して保護の停止処分をして
います。この那覇市の対応が疾患を抱
えている被告に対して適切な対応であ
ったのかということが問題になってい
ます。訴訟での争点は、

・1つ目は、稼働能力を把握した上で
の指導指示ではなかったということ
です。保護課の方では医者からの聞き取りを
しておらず、原告から病状を報告して
も軽労働はできるといふ判断を変えま
せんでした。

・2つ目は就労指導指示の内容が適切
であったか。

・3つ目は弁明機会の供与の手続きは
適切であったか。

・4つ目は、保護の停止処分の期限を
付さないでやることは適法か。
という4点です。

静岡事件

弁護士藤澤智美さん

原告は職を転々としてつづつホームレス
を経験した後警備員として就職しまし
たが収入が少ないうえに保護が適用
されていました。一度就労増により保
護が停止されましたが、糖尿病と腰部
椎間板症の悪化により退職し保護が再
開。平成20年9月から就労支援プロ
グラムが適用されましたが職に就くこ
とができなかったため、12月には就
労開始等の文書指示、平成21年5月
には指示違反として当時64歳の原告

に対し保護停止を行いました。

裁判で提出された保護記録を読むと、
福祉事務所として病状をきちんと把握
する前に「徹底した就労指導を行う」
といった記述があることや、「一週間に
一回」と指示した求職活動申告書を形
どおりに提出しなかったことに力チン
と来ている様子がうかがわれました。

裁判では、福祉事務所は、原告が自
転車の立ちこぎをしたり、熱帯魚を飼
っていたから元気なはずで、稼働能力
はあるなどと主張しています。稼働能
力活用の場については、被告側は就職
率26%なら4回応募すれば就職でき
る？との珍説も出しているようです。

その後平成21年12月に困窮のた
め保護が再開され、相変わらず就労の
文書指示がなされますが、平成22年
3月に原告が65歳になった途端、そ
れまで行われていた就労指示はストッ
プされました。

福祉事務所は就労支援プログラム等
に関する国の通知を無視し、それは理
想論であり静岡のようなところでは人
員が足りないの無理だといふような
主張もしているようです。

岸和田事件

弁護士普門大輔さん

岸和田訴訟は、稼働能力の不活用を
理由に、手持金がないにもかかわらず、
5回の申請をことごとく却下するとい
う岸和田市の特異な保護行政を背景に
争われています。

原告が夫婦で保護申請のために岸和
田市生活福祉課を訪れた際に、対応し

た職員は、面接記録表すら作らず、原

告夫妻を追い返したそうです。原告は
求職活動を続け、手持ちのものを売つ
たりして生活をすることも困窮されて
岸和田市の主張は、就職していない以
上十分な求職活動をしたとはいえない
という奇妙なものだと言わざるを得ま
せん。

裁判では、元ハローワーク所長の陳
述書を提出し、裁判所もこれに関心を
寄せてくれ、今後①職業安定所におけ
る職業紹介の流れ②当時の雇用情勢と
職業安定所窓口の状況③生活困窮者の
職業相談の問題などの実態を証人調べ
で立証する予定です。元所長の陳述書
では、有効求人倍率は職安行政の指標
に過ぎず、必ずその率の仕事があると
いうものではないこと、それに代わる
「就職率」を見ると10%を切ってい
ること、求職活動をするには履歴書や
写真代、交通費、食費がかかり、原告
のように400-5000円の手持ち金
しかないのでは到底不可能で、職安職
員の普通の感覚として「まず生活保護
を利用してください」と言っているこ
となどを述べています。

福祉事務所の事務処理の問題点とし
ては、1回目から4回目の申請までの
ケース記録が個別の申請ごとに作成さ
れておらず、まとめて作成されている
こと、処分決定日と通知日におかしな
乖離があったりすること、「稼働能力を
活用していない」という却下理由では
なく、「生活保護において他法活用は要
件となつている旨説明しても同意しな
い」などと書かれていることなどがあ

ります。

また、原告が提出した求職活動の報
告は信用されず、ハローワークで証明
されたものでなければ求職活動の実績
としては認めないとして申請を却下し
ています。さらに、原告の就職先が決
まり、就職日まで時間があることに對
して、就労する場があるのに本人がま
だ働いていないときは稼働能力の活用
にならないとして生活保護を開始しま
せんでした。原告の妻は派遣や内職な
ど現実に就労しており、原告の夫が稼
働能力不活用であるとしても、世帯分
離して困窮していた妻だけでも保護す
ることも考えられたがそういうことは
一切行われていないとのことでした。

新宿七夕訴訟

弁護士酒井恵介さん

前日の特別報告の補足もしながら稼
働能力活用の判断等訴訟の概要につい
てご報告頂きました。新宿区福祉事務
所は原告が自立支援センターに入寮し
て就労することができたにもかかわらず
らず過去に退職および退寮したこと、
保護申請時に再度の利用を拒否したこ
となどを理由に「稼働能力を十分に活
用しているとは判断できない」として
保護申請を却下しました。

画期的な平成23年11月8日の東
京地裁判決は、稼働能力を活用する「場」
の問題について、「現に特定の雇用主が
その事業場において当該生活困窮者を
就労させる意思を有していることを明
らかにしており、当該生活困窮者に當
該雇用主の下で就労する意思さえあれ

ば直ちに稼働することができるといふような特別な事情が存在すると認めることができない限り、生活に困窮する者がその意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることはできない」と明確に断じました。

利用者サイドに立った実施要領改定案

弁護士森川清さん

森川弁護士からは、林訴訟からの新宿七夕訴訟に至るまでの稼働能力をめぐる司法判断の変遷と国の実施要領の新設、さらに七夕訴訟の司法判断を踏まえた弁護団としての実施要領の改正案について報告を頂きました

林訴訟地裁判決では、林さんに稼働能力はあるとされ、稼働能力を活用する意思についてもそれほど問題にされず抽象的に認められれば足りるとしています。それらを活用する「場」として具体的なものがあるかないかが判断され、「なかった」として勝訴できませんでした。一方林訴訟の高裁判決では、稼働の「場」が有効求人倍率等抽象的なもので判断され「場はあった」「場を求めると真摯な努力をしなかった」として敗訴となりました。

国の実施要領では、「真摯」については「意思」のところで問われ、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職活動状況報告書により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者の・稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏ま

え行うこと」としています。

ところが、札幌白石区の餓死事件では、「意思」の有無についての国が求める具体的な判断はどこかへ行ってしまう、「懸命なる求職努力を求める」と抽象的・恣意的な判断を押し付け、申請を拒否してしまいました。

報告の受けての議論

報告後の参加者全体での議論では岸和田市では稼働能力の国の実施要領は事務において意識されず、若いのだからと、はじめに「保護しない」の結論ありきの対応だと批判されました。就労して1日でやめたり方について、就労継続できない背景を探るのではなく、「意思がないだけ」と考え、それはわがままであるため保護をしないという理屈になるとのことでした。

また、そのような考え方が、現在の劣悪な雇用情勢と生活保護パッシングとつながり、多くの人が水際で犠牲者となっているのではないかと指摘されました。

生活保護の裁判は、もぐらたたきのように次々に出てきます。裁判をやっても間に合わない状況にあるとのことでした。そのため、まず、失業が当たり前になっている社会の雰囲気を変え、政策的なものを変えることが大切であるという意見を伺いました。

最後に、全国の参加者から各々の県の生活保護の状況についてのご報告を頂きました。青木弁護士からは、「きずな事業」という就労活動支援事業があり、本人の面接用の写真代や履歴書代などの費用の負担をするなどの支援を

行っているとのことでした。また、北九州では現在「何でもいから働け」という状況にあり、那覇では、窓口でアルバイトの人など割が非常勤の人であることなどが報告されました。



第二分科会 生活保護パッシング問題

① 緊急ホットライン

司法書士 徳武聡子さん

2012年5月に芸能人の母親の生活保護利用報道に端を発し、生活保護パッシングが大きく報道されるようになった。これをきっかけに、緊急の電話相談ダイヤルを開設することにし、全国的な取り組みにするために呼びかけること、全国6カ所16回線を設けることができた。緊急相談ダイヤルを開催した6月9日には全国から9時間で363件の相談が寄せられた。実際は

回線が混雑し、つながらない状況が多かったため、相談機関の必要性が感じられる。今回の呼びかけは、関係者がツイッターやフェイスブック等のSNSを利用して拡散させた。

相談結果としては、自分自身に関する相談が多く、40〜60代の相談者が多かった。また、生活保護受給中の人も生活保護未受給の人の占める割合が多かった。相談内容としては、不安の訴えが全体の44%を占め、保護の打ち切りに関する、扶養義務に関する、健康面、申請に関するなどが聞かれた。生活保護のバッシングは、受給者本人を追い詰め、体調を悪化させ、結果的に医療扶助が増加するという見解を述べられた。このような生活保護パッシングによって、申請を躊躇わせる、受給していることが辛いなというような影響が出ているにもかかわらず、福祉事務所の対応は全く変わらない。たとえば水際作戦によって、持ち家や携帯所持があると受給できない等、話をろくに聞いても答えずに取り下げられるという現状がある。加えて、硫黄島作戦として、受給開始した後で厳しい指導を受けているなどの訴えも聞かれた。生活保護制度自体に関する問い合わせも多く、単に生活保護受給が悪いという報道は、誤った認識を植え付けていることが明らかになった。

生活保護パッシングの報道で、市民の声として紹介しているものの中には、生活保護受給者が普通の生活をしているだけなのに、マイナスなイメージと

して捉えられているものが多い。当たり前の生活が生活保護受給者の場合は悪とみなされている。それは、国民の素朴な正義感を利用してバッシング報道がなされているためである。

現在、保護基準を下げようとする動きがあるが、現状では捕捉率は約2割であり、生活保護を受給すべきなのにできていない人が大多数を占める。そのような中、保護基準引き下げは国の責任の基準を引き下げようとしており、国は責任を放棄しようとしている。そのため、生活保護基準引き下げに反対する署名に協力してほしい。また、現在はソーシャルメディアの発達に伴って情報収集が多様化してきた。生活保護受給者や保護を必要とする人の中には新聞を取ることができない人も多く、情報を求める人に必要な情報がきちんと届くようにしていくことが重要である。今回のバッシング問題を受けて、生活保護受給者を取り巻く現状は急激に悪化したと言える。

② 当事者の声を取材して

朝日新聞記者 永田豊隆さん

生活保護に関する取材を始めて7年程度経つが、芸能人の親族の受給発覚以後、今までで一番逆風にさらされている。日本の貧困率は16%にも昇り、その数は2000万人を超えていると政府が正式に発表している。その中でも補正率は、厚生労働省が正式に発表しているのも約3割しかない。残り7割は、生活保護基準以下の暮らしをしているのにも関わらず、保護を受け

られずにいる。

42歳の生活保護未受給の男性の場合、派遣切りにあい、現在は月7万程の稼ぎであるが、まだ40代なので保護受給に対する抵抗感が強いという事例や、生活保護受給中の48歳女性の場合は、夫と離婚後コンビニでアルバイトをしていたが、クビになり、所持金が18円となって初めて福祉事務所を訪れた事例などが紹介された。

最低生活基準以下の生活は、本人にとつて肉体的にも精神的にも失うもの大きい。もっと早い段階から生活保護を受給できていたら、病気になる前に就職活動も自立も可能であったろう。なぜ生活保護費の半分が医療扶助なのかという疑問がよく挙がるが、その原因には、上記のような状況にならないと病院に行くことができないという現状がある。

メディアによって報道されているものは、事実を無視したり重要なデータを小さく報道したりするものが多く、正確な数字を見ると、バッシング報道の根幹も成り立たないようなものまである。現在、生活保護を受けている若い世代に対する批判も多いが、生活保護受給者の多くは50代以上であり、若者を含む「その他」の占める割合は16%である。その中のごく一部である若者だけを取り上げて一般化しているのである。また、不正受給に関しても同様であり、不正受給の金額は全体の0.4%であるが、報道ではあたかも全てがそうであるように扱っている。事実かどうか分からないような報

道もされている。意見が対立している場合は両者の立場から報道する必要はあるが、それに類するものが全くない。

芸能人の母親による生活保護受給が報道された5月を経て、同じような考えを持った記者と共に取材を行い正確なデータを元に記事を書いた。極端な事例を一般化するのではなく、平均的で中心的な受給者に登場してもらうようにした。しかし、そのような記事を新聞に掲載すると、記事に対する批判や「甘えるな」といったバッシングが多数寄せられる。生活保護受給者の支援者以外の人が世論の大半を占めるため、様々な意見がある。

そこで、当事者も声をあげる必要がある。世論も後押しし、当事者が立ち上がる動きが出てきている。デモを行ったり、各地で当事者の会ができたらしつつある。当事者にとつては声を上げるだけで勇気があることであり、生活保護を受けるまでに自尊心が失われている場合もある。そのため、エンパワメントが求められる。生活保護をどのような人たちが使っているのか分からなければ、余計に誤解が生じる。当事者だけでは世論に浸透しないため、メディアの果たす役割は大きい。

生活保護を締め上げることで、負の連鎖が起こっていく。貧困の怖いところは貧困のみで終わらないところであり、孤立や自殺、犯罪等につながっていく。貧困によって自ら刑務所に入ることを志願したり、ホームレス生活を抜け出せなかったりする人が増えてしまふ。それを防ぐための対策を講じる

とお金がかかる。また、生活保護は医療扶助の占める割合が大きい。受診抑制を行うと、受給者は病気が重症化し、さらに国民医療費が膨らんでしまふ。結局これらの問題のつけは社会に回ってくるのである。

生活保護は最後のセーフティネットである。それ以前に社会保険や社会手当で対応する。しかし、国民健康保険を例に挙げると、保険料が高く、滞納率が高い。加入者の属性を見ると失業率や高齢者、非正規雇用者などであり、滞納が増加するのは当たり前である。それが滞納抑制に本当に有効であるだろうか。

生活保護の締め付けを行うと他の財政負担を増す。社会では、あまりにも最低生活費の意味が知られておらず、生活保護に関しての誤解が生じている。実際に生活保護のバッシングをしている人に収入を聞くと、生活保護を受けられる状況の人も多い。その意味で最低生活費を知ること、またその運動を行なうことはとても大事である。依然として、生活保護を取り巻く状況は厳しいが、当事者が声をあげたり、正しい認識を広めていったりする運動は大事である。

③ 社会保障制度推進法案と生活保護

埼玉県立大学教授 長友祐三さん
社会保障、社会福祉がどのように変わってきたのかという点について、貧困と社会保障の歴史から考える。エリ

ザベス救貧法の時代、イギリスでは救貧を受けるのは恥ずかしいことであるという認識を植え付け、劣等処遇を行っており、これは犯罪や暴動を防ぐための取り締まりの制度であった。日本では戦後、GHQが憲法で貧困は社会の責任であり、国が保障するとした(公助)。これをうけて旧生活保護法が成立し、憲法が制定されることで25条による生存権が保障された。しかしオイルショックなどの影響を受けて、1979年中曽根元首相により『日本型福祉社会』がうちだされた。これは、国家責任・無差別平等の原理の否定をし、公助から自助へ転換していくとする仕組みであった。そして、これを小泉元首相が受け継ぎ、社会保障費削減などの構造改革が行われ、日本の貧困率が上昇していった。

このように、憲法第25条の生存権や生活保護法第2条無差別平等の原理を否定し、公の仕組みより家族や国民同士の助け合い(自助・共助)の優先を原則としていった。自民党や民主党が改革を進めていく中で、1つ目に扶養照会の徹底やワーカーの権限を強化し、扶養できない回答に対しては、その旨の举证責任を負わせるとしている。また2つ目に、公的責任の縮小として、年金・医療・介護の主たる財源を国民が負担する社会保険料に求め、国と地方の負担については補助的・限定的なものとして位置づけるとしている。そして3つ目には、保護の適正化として、不正な手段により保護を受けた者に対する厳格な対処が挙げられる。福祉事務

所に警察OBを配置し、生存権ではなく取り締まりの立場からの考えが示されている。医療扶助費の自己負担やエネルギー使用の義務化、生活扶助費・住宅扶助費の現物支給化、ワークファーストの強化などを行い、保護基準の見直しも唱えられている。

以上に挙げられたものは、いずれも保護費削減を目標としている施策であり、補正率が約2割程度にとどまっていることへの対処については全く触れられていない。現在の生活保護受給者の増加と保護費の上昇の原因は、低迷する経済不況にあるため、生活保護制度を引き締めたところで根本的な解決にはつながらない。

④ 参加者議論

上記3名の報告を受けて、参加者議論が行われた。参加者の方から、法律と実態が乖離しているとの意見が寄せられた。それに関しては、尾藤弁護士から、どのような社会保障であるべきかというのは現在の憲法体系から考えねばならず、正確なデータや情報を元に、冷静な議論が必要であるとの見解が述べられた。過去の事例が活かされていないという意見に対しては、長友氏から、政府は選挙に視点を置いてしまっており、政治の世界ではイデオロギーが関連していると述べられた。また、学校教育でも社会保障を学べるようにするべきではという意見に関しては、永田氏から、学校教育では、基本的な社会保障や生活する上での知識を身に付ける機会を設けるべきであるし、大学生等がシンポジウムに参加で

きるように呼びかけをすることも必要であるという点を述べられた。最後に、生活保護に関する正確な情報を伝えることの必要性、また保護基準引き下げに対する運動の重要性を全体で確認し、第二分科会を締めくくった。



第3分科会 申請権、外国人の受給権

①外国人受給権訴訟

弁護士松尾康利さん

・この事件に関しては、財産持ちなのに何故申請するのかという周囲の偏見があった。また、市役所もそれが頭にあった。
・現実には法律論だけの勝負が存在し、初歩的な法律の判断ミスも起こる。
・最高裁で闘う際には、裁判官に実態をきちんと理解してもらうことが大事である。

・法律論より実態論の把握が重要。
・窓口の人間が何を考えているのか明らかにする必要がある。
・人によっても判断の基準が異なる。

・どういう根拠でやっているのか明らかにする必要がある。

②大分での申請支援の取り組み

大分県生活と健康を守る会連合会
・生活保護受給者支援では、不動産屋さんや大家さんとの連携が大事である。協力し合うことを重視する。

・福祉事務所にケースワーカーが十分に配置されていない。

・きちんとした生活実態の調査をせずに、「面接表の通り」とだけ記載しているところもあり、問題である。

・豊後高田市は保護率が県で一番低い。役所で追い返していることが原因である。

・福祉事務所の中には、ケースワーカーが生活保護費から国保税の滞納費を差し引いているところがある。

・多くの方の相談や支援にこたえられない大きなネットワークが必要である。

③各地の申請権侵害事例から見えてくるもの

花園大学教授吉永純さん

・明らかな要保護性があり、保護を求めたにもかかわらず、役所は誤った説明を行っていた。

・「申請したい」と明確に言い切る、もしくは申請書がなければ受理されない現状である。

・「申請」という言葉すら知らない市民もいるため、正しい知識や情報の提供を行うことが求められる。

・現行は①生活困窮②相談③申請④要否判定という流れであるが、②相談というグレーゾーンの段階を止めて、最初から生活保護の審査として初めてはどうか。

どうか。

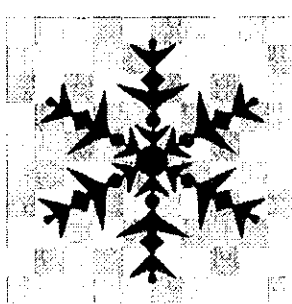
・実態論の証明を充実させていく。

・弁護士が申請に関わる際には、本人さんから聞き取り、書面に全部書く。(窓口で本人さんは多々いやな思いをされている背景がある) 最初から書類が全てそろってれば、役所の判断が速い場合がある。

・その日のうちに速達で送る、また、14日以内に要否判定がなかなか出なければ何故出ないのか書面で質すなどの対応をとる(電話であれば曖昧に話をそらされるため)。

・役所に同じ話を2回、3回繰り返させない。

・水際作戦の事例について。



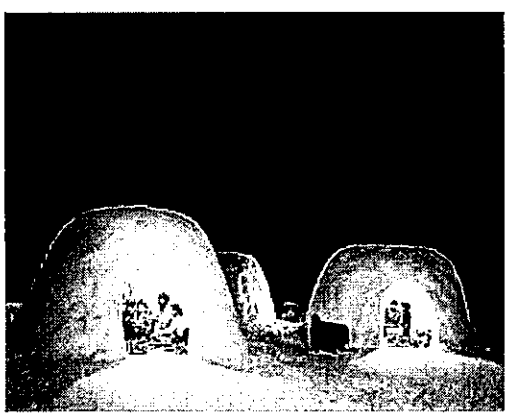
基調報告

事務局長 弁護士竹下義樹さん

時間がない中、竹下弁護士からは以下の二点が述べられた。

一点目に、この間の闘いによって日本の公的扶助をめぐる状況が明らかになり、生活保護が生存権の性質を失いつつあること、そして生活保護によって成り立っていたものが崩れてしまうことを述べられた。それを防ぐために、この秋からの闘いが重要になるとの見解を示された。

二点目に、裁判連としては裁判に勝てるようになってきたが、多くの裁判を支えられるようもつと体制も運動も強化していかなければならないということも述べられた。点と点を線にし、来年の秋までの1年間、このような場や連携を通し、運動をしていきたいということも報告された。



各地の闘いの報告

辞退届強要に警鐘

問題はありますが、辞退届が撤回されたことを認め廃止を違法とした裁判決。 裁判連事務局 佐野就平

1 事案の概要

本件では、審査請求人Xは、生活保護を受けず、入院中の父の自宅で生活していたのですが、生活に困窮し生活保護を申請しました。

ところが、申請は受け付けられず、野宿者としてであれば受け付けるといわれ、やむなくXは中央保護所(生活保護法に

基づく保護施設で、野宿者がまず入るように言われる施設)に入所し、生活保護を受けることになりました。

その後、審査請求人は、就労支援を受けて求職活動を開始し、2件のパート就労を開始することとなりました。1件は平成23年5月から就労を始め、約2万5000円の収入がある程度安定していました。もう1件は、同年8月26日から就労していたのですが、相性が悪く、同年9月19日に退社してしまいました。その後、同年9月26日から、別のところで就労を始め給料は約2万5000円でした。

その就労が決まったまさに9月26日、担当ケースワーカーから、「10月は保護しますが10月一杯で自立してほしい」と言われ、辞退届を書かされました。

その後、同年10月17日付けで、辞退を理由に同年11月1日から保護を廃止するという決定がなされました。Xはこの決定を受け取っていませんでした。Xがこの決定がなされたのを知ったのは、同月26日に、福祉事務所に生活困窮状況の訴えをしたからです。なお、福祉事務所は保護を再開しませんでした。Xは、別の福祉事務所でも同年11月にあっさり保護を受けることとなりました。

本件は、この辞退届の違法性を問うたものです。

2 本件裁判の効果

本件裁判は、Xが一旦辞退届を提出した後、生活困窮を訴えたことにより、収入の状況が大きく変化していたと認められ、処分庁(福祉事務所)もそれを認識していたのであるから、辞退届が撤回さ

れたと認定して、保護辞退による保護廃止を違法としました。

保護受給者が明示的に辞退届を撤回していなくても、福祉事務所が生活困窮を認識していれば、辞退届が撤回されたとして、効力を失い、保護を廃止することはできないとしたことは、現在の受給者の生活状況、困窮状況に対する福祉事務所との慎重な検討を求めたものといえます。辞退届が提出されたものか否かにかかわらず、生活困窮状況を福祉事務所が認識している場合に、辞退届に基づく保護廃止に一定の歯止めをかけるものであり、結論としては一応の評価はできるといえます。

3 本件判決の根本的な問題

(1) 任意性・真摯性なし
しかし、本件判決には問題があります。まず、辞退届の任意性・真摯性の認定です。

課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」第10の12の3には、「辞退届が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要」「本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」・・・は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできない」「また、「辞退届が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、たとえば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに窮迫した状況に陥ることのないよう留意すること」としています。

ところで、Xがパート就労を始めたの

は、1件が平成23年5月、もう1件が同年9月26日からです。前者の給料は約2万5000円に過ぎません。後者は、その前に同年8月26日から就労していたところが相性が悪く、同年9月19日に退社し、その後始めたものです。つまり、その2社目が決まったその日に、辞退届は提出されているのです。

この時点では、前のパート就労がうまくいかず、新たなパートが決まったに過ぎない段階です。もう1件の収入が約2万5000円程度しかありません。Xの収入が生活保護費を上回るが見込めるとはおよそいえない状態でした。また、Xには特に生活保護を避けるべき理由もありませんでした。にもかかわらず、任意に、真摯にXが辞退届を書くとは到底考えられないでしょう。そのような状況であれば、任意性・真摯性が当然疑われてしかるべきで、裁決で安易に任意性・真摯性を認定すべきではなかったのです。

(2) 生活困窮状態に変化なし

仮に、辞退届の任意性・真摯性が認められるとしましょう。本件裁決は、辞退届提出時点でXの生活困窮状況を理解せずに、「収入の状況が大きく変化していた」と認定しました。

しかし、Xの生活困窮状況に変化はありません。つまり、本件裁決は、「収入の状況が大きく変化していた」と認定する前提として、就労が決まっただけで、収入の状況が安定した生活ができる程度に改善されたと判断しているのです。だからこそ、「収入の状況が大きく変化していた」、つまり、収入が大きく減った、という認定ができるのです。

そもそも、就労が決まったとしても、

継続できるかどうか不明です。実際Xは、前の職場は相性が悪く辞めざるを得ませんでした。そもそも、生活保護を受給している時点で、傷病や精神的問題を抱えていたり、体力的に問題があったりすることが多く、就労には困難が伴いがちです。就労先が決まったところで、その職場に耐えられるのかなど、不安要素が残ります。また、昨今では優良企業はかりとは限りません。必ずしもきちんと給料が払われるかどうか不明です。そのため、就労が決まっても数ヶ月は様子を見て、実際に安定した生活ができる程度の収入が得られ、これなら今後も安定した生活を継続できると確認して初めて、収入の状況が改善されたといえるのです。そして、生活保護基準を下回るとはいえず、ある程度安定していて、何か特別な事情があつて、ようやく辞退届の任意性・真摯性が認められるのです。

(3) 辞退届の撤回

本件では、実際の収入は、平成23年5月からの職場の10月分給与（10月21日支給）は約2万5000円、新しい職場の10月分給与（10月25日支給）は約2万5000円、2社分を合計しても約5万円しかありませんでした。

本件保護廃止決定は、同年11月1日から効力を有するものです。決定がなされたのは同年10月17日です。Xは、この保護廃止の決定書を受け取っておらず、同年26日に生活困窮状況の訴えを

した際に受け取りました。すなわち、Xは、自身の保護が廃止されたことを知らなかつたのです。翌月の保護費の支給日の段階で、保護費が入っていないことに驚いて、福祉事務所に問い合わせたところ、ということになるはずだったので。

すなわち、福祉事務所は、就労した時点で、Xの給料も確認する前に、辞退届のみで保護を廃止したのです。およそ、「保護の廃止によって直ちに窮迫した状況に陥ることのないよう留意」したとはいえない、違法な決定です。

しかも、決定書をXに渡していませんでした。これも違法です。

ところが、本件裁決は、同年10月26日のXの生活困窮状況の訴えの時点で、収入の状況が大きく変化しており、福祉事務所も認識していたから、辞退届は撤回されたものであり効力を有しない、と認定しました。

ここで、保護廃止決定がなされる前であれば、撤回というのも理解できないではありません。

しかし、すでに、辞退届を理由とする保護廃止決定がなされているのです。辞退届が保護廃止決定後に撤回されたというのであれば、上記(1)(2)を前提とするならば、保護廃止決定自体は適法ということになるはずですが、同年10月17日の保護廃止決定後、同年11月1日付で廃止するまでに、Xの生活困窮状況が判明し、依然として要保護状態であることが確認されたというのであれば、その時点で再度保護開始決定をすべきだったということになるでしょう。つまりこれは、辞退届の撤回の問題ではないので

す。

その意味で、本判決の「辞退届に基づく」「保護の廃止を決定」したことが不適法という認定は、やはりおかしいのです。

(4) 本件判決の評価

以上のように、多々問題をばらんでいる裁決ではありません。しかし、上記1のとおり、本件裁決は、辞退届が提出されたものか否かにかかわらず、生活困窮状況を福祉事務所が認識している場合に、辞退届に基づく保護廃止に一定の歯止めをかけるものと評価できます。

未だに違法な水際作戦が横行していますが、それを乗り越えようやく生活保護受給にたどり着いても、辞退届を無理に書かせて保護廃止に追い込むケースが後を絶ちません。本件裁決は、辞退届が提出されたとしても、その後にそれを無効にする可能性を認めるものであり、一応積極的に評価することとしたいと思います。

